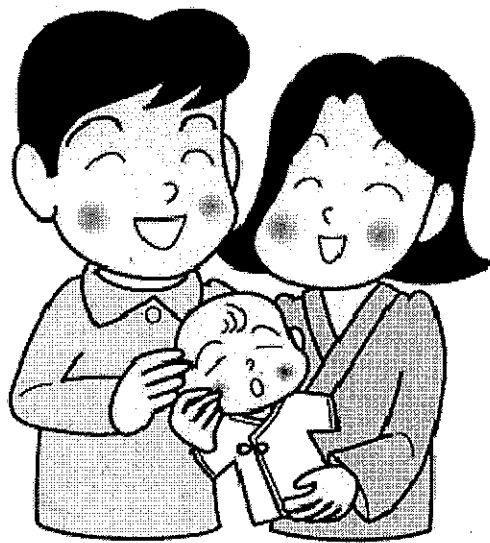


こそだ しえん  
子育て支援がトブック

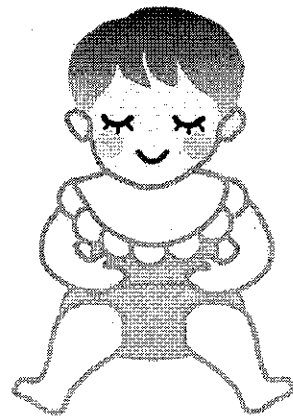


山 梨 県  
< 国 際 課 >

ちゅうい にほん いりょうきかん ぎょうせいきかん つうじょう つうやく  
注意：日本の医療機関や行政機関には、通常、通訳がい

ないので、これらの機関<sup>きかん</sup>に<sup>と</sup>あ<sup>あ</sup>い<sup>あ</sup>わ<sup>あ</sup>せ<sup>あ</sup>や<sup>あ</sup>さ<sup>あ</sup>う<sup>あ</sup>だ<sup>あ</sup>ん<sup>あ</sup>  
を<sup>あ</sup>する<sup>あ</sup>

さい にほんご かた とお たず くだ  
際は、日本語のできる方を通してお尋ね下さい。



にんしん	妊娠したとき	4
1	にんしん 妊娠	4
1-1	にんしん 妊娠したとき	4
1-2	母子健康手帳	5
	(1) 母子健康手帳とは	
	(2) 日本以外の母子健康手帳	
	(3) そのほか	
1-3	妊婦の健康診査・保健指導	7
	(1) 妊婦の健康診査	
	(2) 助産師・保健師による訪問指導	
	(3) B型肝炎母子感染防止検査	
	(4) 超音波検査	
	(5) 母親学級（両親学級）	

しゅっさん	出産したとき	9
2	しゅっしょうとどけ 出生届と国籍の取得	9
2-1	しゅっしょうとどけ 出生届	9
	(1) ひつよう 必要な書類	
	① しゅっしょうとどけ 出生届	
	② しゅっしょうしょうめいしょ 出生証明書	
	③ とどけ でにん いんかん 届け出人の印鑑	
	④ 母子健康手帳	

⑤	国民健康保険証 (加入者のみ)	
(2)	提出先/問い合わせ先	
①	いつまで	
②	届け出る人	
2-2	新生児の国籍取得	11
(1)	両親のどちらかが日本国籍の場合	
(2)	父親・母親がともに外国籍の場合	
2-3	認知について	12
2-4	国籍選択	12
3	出産費用	13
3-1	健康保険と出産費用	13
3-2	出産育児一時金	13
3-3	出産費貸付制度	14
4	母性保護制度	15
4-1	産前産後休業	15
4-2	育児休業	16
5	医療	18
5-1	乳幼児の健康診査	18
5-2	予防接種	19
①	ポリオ (小児マヒ)	

	②ジフテリア <small>ひやくにち</small> 百日せき <small>はしやうふう</small> 破傷風	
	③風しん	
	④麻疹	
	⑤BCG	
5-3	定期予防接種カレンダー	23
6	健康相談 <small>けんこうそうだん</small>	23
6-1	育児の相談 <small>いくど そうだん</small>	24
6-2	新生児の訪問指導 <small>しんせいど ほうもんしどう</small>	24
6-3	低出生体重量児の訪問指導 <small>ていしゅつしょうたいじゅうど ほうもんしどう</small>	24
6-4	二次的・専門的相談 <small>にじてき せんもんてきそうだん</small>	25
7	乳幼児期からの経済的支援 <small>にゅうようじき けいざいてきしえん</small>	25
7-1	乳幼児医療費助成 <small>にゅうようじいりょうひよせい</small>	25
7-2	児童手当 <small>じどうてあて</small>	27
8	子どもの急病への対応 (小児初期救急医療センター) <small>こ きゅうびょう たいおう しょうにしょききゅうきゅういりょう</small>	30
9	保育所と幼稚園の違い <small>ほいくじょ ようちえん ちが</small>	31
9-1	保育所と幼稚園の違い	31
9-2	保育所の保育サービス	34
9-3	幼稚園について	35
9-4	幼稚園のきめ細やかな教育 <small>こま きょういく</small>	37

# にんしん 妊娠したとき

## 1 妊娠

にんしん しゅっさん  
妊娠・出産するということは生まれてくる子どもに対して、大きな責任を持つということです。

ふうふ  
夫婦のためにも、生まれてくる赤ちゃんのためにも、できるだけ理想的な環境の中で妊娠・出産  
することが望めます。妊娠がわかったら、すぐに市役所・町村役場へ妊娠の届出をしましょう。

にほん にんしん ぼ しけんこうてちょう はっこう にんしん しゅっさん いくじ かん ちしき ぎじゅつ  
日本では妊娠すると「母子健康手帳」が発行され、妊娠・出産・育児に関しての知識や技術など  
を教えてくれる教室も開かれています。

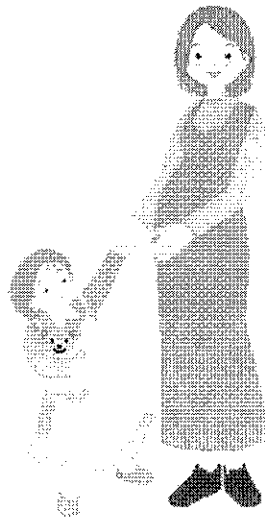
### 1-1 妊娠したとき

にんしん  
妊娠したときは、母親になる人が居住している市役所・町村役場へ、妊娠届を提出します。

ていしゅつさき しちょうそん ちが  
提出先は、市町村により異なりますので、詳しくは、市役所・町村役場へお問い合わせくだ

さい。妊娠届を出すと、「母子健康手帳」がもらえます。

しちょうそんいちらん  
市町村一覧→<http://www.pref.yamanashi.jp/link/ctv/ctv.html>



## 1-2 母子健康手帳

### (1) 母子健康手帳とは

お母さんやお子さんの健康審査結果や、お子さんの成長について記録したり、健康診査や予防接種など、いろいろな保健サービスを案内するためにつくられたものです。

母子健康手帳は、第1ページ目には「出生届済証明」欄があります。

母子健康手帳の主な内容は次のようになっています。

#### ○ 母親の健康状態に関すること

・妊娠中の栄養のとり方 ・妊娠中の健康診査記録 ・出産の状態と産後の経過

・妊娠中と出産後の体重変化の記録 ・母親(両親)学級の受講記録など

#### ○ 子どもの健康状態に関すること

・保護者の発育観察と乳幼児健康診査の記録 ・乳幼児身体発育曲線

・幼児の身長体重曲線 ・予防接種の記録

・今までにかかった病気の記録など

### (2) 日本語以外の母子健康手帳

日本語以外の母子健康手帳を用意している市役所・町村役場もあります。妊娠届出書を出す

際に、おたずねください。また、母子保健事業団、日本家族計画協会でも有料販売しています。

#### ・母子保健事業団

住所：東京都千代田区外神田2-18-7

電話：03-4334-1188 URL：<http://www.mcfh.co.jp/>

発行言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、ハンガール語、中国語、タガログ語、

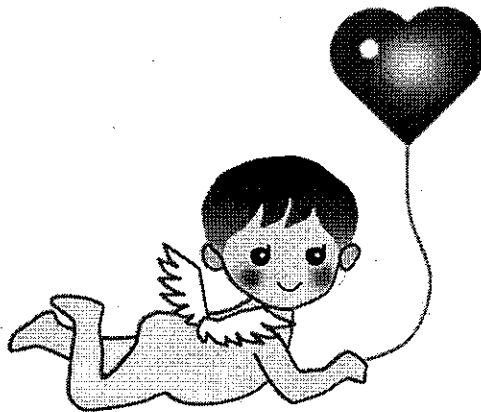
インドネシア語、タイ語

にほんかぞくけいかくきょうかい  
・日本家族計画協会

じゅうしょ とうきょうとしんじゅくくいちがや たまち  
住所: 東京都新宿区市谷田町1-10

でんわ  
電話: 03-3269-4727 URL: <http://www.jfpa.or.jp/>

はっこうげんご えいご ポルトガルご タガログご  
発行言語: 英語、ポルトガル語、タガログ語



### (3) そのほか

えいご ちゅうごくご  
英語、中国語、ハングル語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語の7言語で「妊娠  
から育児まで～日本で安心して出産するために」が発行されています。詳しくは特定非営利活動  
ほうじん こくさいりょうじょうほう  
法人AMDA国際医療情報センターへお問い合わせください。

とくていひ えいりかつどうほうじん こくさいりょうじょうほう  
・特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター

じゅうしょ とうきょうとしんじゅくかぶき ちょうゆうびんきょくどめ  
住所: 〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町郵便局留

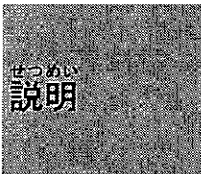
でんわ  
電話: 03-5285-8086

URL: <http://homepage3.nifty.com/amdack/>



## 1-3 妊婦の健康診査・保健指導

### (1) 妊婦の健康診査



にんしんきかんちゆう ぜんき こうき 2かい  
妊娠期間中、前期と後期の2回、

いりようきかん むりよう けんこうしんさ う  
医療機関において無料で健康診査を受けることができます

にんしんちゆう えいよう きゆうそく じゅうぶん ていきてき けんこうしんさ わす う  
妊娠中は、栄養と休息を十分にとり、定期的な健康診査も忘れずに受けましょう。

ほ し けんこうてちゆう いっしょ けんこうしんさ じゅしんひよう  
母子健康手帳をもらうときに、一緒に健康診査の受診票がもらえます。

つうじょう いりようきかん つうやく にほんご かた どうはん  
通常、医療機関に通訳はおりませんので、日本語のできる方を同伴するようにしてください。

### (2) 助産師・保健師による訪問指導



ほけんし しちょうそん いしよく じよさんぶ かてい ほうもん かくしゆ ほけんそうだん せい  
保健師や市町村で委嘱した助産婦などが家庭を訪問し、各種保健相談や生

かつし どう えいようし どう おこな  
活指導・栄養指導を行っています。

くわ す しやくしよ ちょうそんやくば と あ  
詳しくはお住まいの市役所・町村役場にお問い合わせください。

ほうもんし どう むりよう ほんにん もう で いし しょうかい おこな  
この訪問指導は無料で、本人からの申し出のほか、医師の紹介によっても行います。

しちょうそんいちらん  
市町村一覧 → <http://www.pref.yamanashi.jp/link/ctv/ctv.html>

### (3) B型肝炎母子感染防止検査



こ しょうらいかんえん かんこうへん ぼうし  
子どもが将来肝炎や肝硬変になることを防止するため、

にんぶ けつえきけんさ おこな がたかんえん うむ むりよう しら  
妊婦の血液検査を行い、B型肝炎ウイルスの有無を無料で調べることが  
できます。

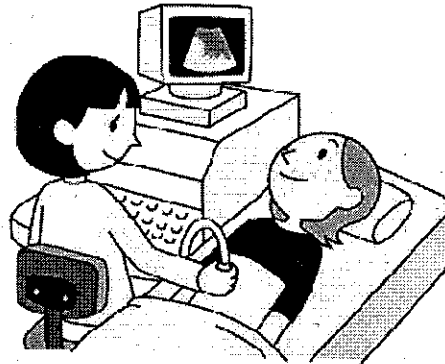


(4) 超音波検査

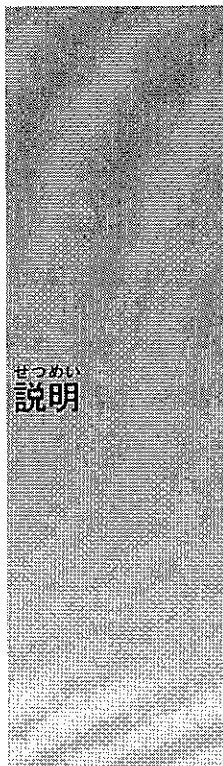


ぶんべんよていび さいいじょう にんぶ たいしやう むりやう じゆしん けんさ  
 分娩予定日に35歳以上になる妊婦を対象に無料で受診できる検査で

にんぶいつぱんけんこうしんきじゆしんひやう かいめ けんさこうもく  
 す。妊婦一般健康診査受診票の2回目の検査項目になっています。



(5) 母親学級(両親学級)



ははおやがっきゆう りやうしんがっきゆう にんしん しゆっさん くわ ちしき  
 母親学級(両親学級)では、妊娠や出産についての詳しい知識やお

さん じゆんび いくじ じつようてき じやうほう じつぎ しどう う  
 産のための準備、育児の実用的な情報や実技指導などが受けられま

す。医師、助産婦、保健師、栄養士などが必要に応じて指導します。病

いん きんいん す ちいき ほけんじよ しちやうそんほけん し  
 院や産院をはじめ、お住まいの地域の保健所、市町村保健センター、市

やくしよ ちやうそん やくば ひら せつきよくてき さんか ちちおや  
 役所・町村役場などで開かれています。積極的にご参加ください。父親

さんか りやうしんがっきゆう おこな  
 も参加できる両親学級が行われているところもあります。

がっきゆう とも にんぶ  
 こうした学級では、友だちができるのもメリットのひとつです。妊婦さん

どうし じやうほうこうかん あか う とも  
 同士での情報交換はもちろん、赤ちゃんが生まれてからもつきあえる友

だち で あ きたい  
 達との出会いも期待できます。

# しゅっさん 出産したとき

## 2 出生届と国籍の取得

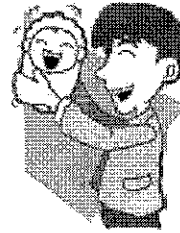
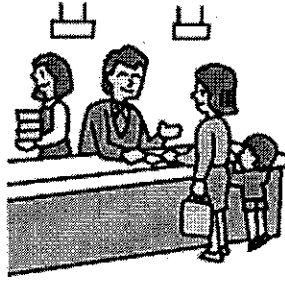
子どもが産まれたら、医師や助産師に「出生証明書」を作ってもらいます。そして、父母が外国人であっても子どもが日本で生まれた場合は、戸籍法に基づく「出生届」が必要です。また、子どもが日本国籍を有しない場合は、外国人登録法に基づく「新規登録」(B外国人登録1-2参照)、出入国管理及び難民認定法に基づく「在留資格の取得」(A在留資格2-8参照)などの申請が必要となります。

### 2-1 出生届

日本で子どもが産まれたら、戸籍法は属地的効力として日本国内の外国人にも適用されますので国籍に関係なく生まれた日を含めて14日以内に市役所・町村役場に出生届をします。それまでに子どもの名前を決め、必要な書類をそろえておきましょう。

#### (1) 必要な書類

- ① 出生届(市役所・町村役場、または病院に備えてあります)
- ② 出生証明書(出産したときに出生届書に医師または助産師の証明を受けたもの)
- ③ 届け出人の印鑑(印鑑がない場合は本人のサインでもよい)
- ④ 母子健康手帳
- ⑤ 国民健康保険証(加入者のみ)



(2) 提出先/問い合わせ先

生まれた場所、または届け出人が住んでいる市役所・町村役場

① いつまで

出生した日を含めて14日以内

② 届け出る人

父親または母親

なお、日本で子どもが生まれたら、本国にも届出して下さい。手続きの方法などは、在日大使館

または領事館に確認しましょう。

また、必要に応じて出生届受理証明書(出生届が受理されたことを証明する書類)を受け

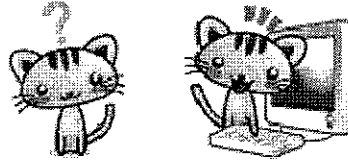
取ります。

在日ブラジル大使館→ <http://www.brasemb.or.jp/portugues/index.html>

在日中国大使館→ <http://www.china-embassy.or.jp/chn/>

駐日韓国大使館→ <http://jpn-tokyo.mofat.go.kr/eng/index.jsp>

在日フィリピン大使館→ <http://tokyo.philembassy.net/>



## 2-2 新生児の国籍取得

国籍はこどもの将来にとって大変重要です。どの国の国籍を取るにしても必ず必要な手続きをとりましょう。子どもが生まれる前に、各大使館や市役所・町村役場の戸籍係、法務局などでよく相談し、必要な書類を確認しておきましょう。

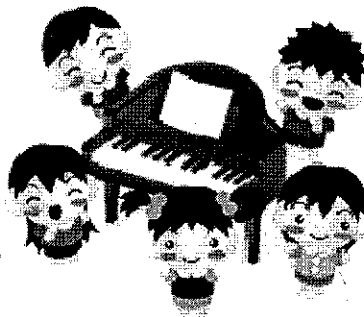
### (1) 両親のどちらかが日本国籍の場合

父親、母親どちらかが日本人で、法的に結婚している場合は、生まれてくる子どもは日本国籍を取得できます。けれども、子の国籍は出生と同時に定まるので、法的に結婚していない場合は、父親による胎児認知がない限り、子どもの日本国籍は取得はできません。もう一方の親の外国籍の取得については、両親ともに外国籍の場合と同じ手続きが必要となります。詳しくは在日大使館または領事館に確認をしましょう。

### (2) 父親・母親がともに外国籍の場合

父親、母親がともに外国籍の場合は日本で出産しても日本国籍を取得することはできません。両親のそれぞれの国の法律に従って国籍を取得します。各国で取り扱いが違うので、手続きの方法や必要書類は、在日大使館または領事館に確認をしましょう。

おや にくせき 親の国籍	こどもの国籍	てつづ ほうほう 手続き方法
りょうしん 両親のどちらか  にほんじん こんいん が日本人で婚姻	にほんにくせき 日本国籍	1 しゅつしょうとどけ きょじゅうち し やくしよ ちょうそん やくば ていしゅつ 出生届を居住地の市役所・町村役場に提出  2 いっぽう おや ほかにくせき しゅとく ざいにちたいしかん もう一方の親の外国籍の取得は在日大使館また りょうじかん と あ は領事館に問い合わせ
りょうしん 両親ともに外  にくせき 国籍	がいにくせき 外国籍	りょうしん 両親それぞれの国の在日大使館または領事館に問  あ い合わせ



### 2-3 認知について

認知とは、法的に結婚していない父母から生まれた子どもと父親との間に、法律的な親子関係を成立させることです。戸籍法に基づき、認知をしようとする方は市役所・町村役場への届出が必要です。詳しくは市役所・町村役場へお問い合わせください。

### 2-4 国籍選択

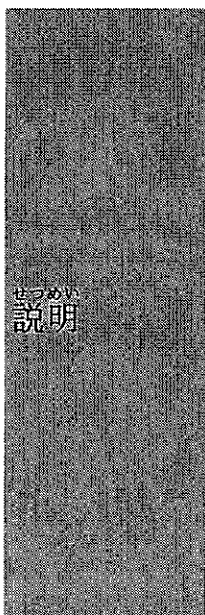
子どもが日本以外の国籍も取得する場合は、日本への出生届を提出するときに「国籍留保」の届出を提出します。日本の法律では日本国籍と外国籍の二つの国籍を持つこと(重国籍)は認められませんので、22歳未満でどちらか一方の国籍を選択する必要があります。

### 3 出産費用

#### 3-1 健康保険と出産費用

妊娠・出産は病気ではないので、普通の出産には公的医療保険は使えません。前もってそれぞれの費用を準備しておきましょう。出産時の入院は日本では1週間くらいで、費用は30万～50万円くらい必要です。出産後、加入している国民健康保険や健康保険の窓口申請すると、1～2か月後に出産育児一時金が受け取れます。

#### 3-2 出産育児一時金



##### ●対象

健康保険の被保険者・被扶養者、および国民健康保険の被保険者が分娩したとき。(妊娠4ヶ月を経過していれば流産、死産の場合も受けられます。)

##### ●支給額 35万円

ただし、国民健康保険の場合、保険者ごとに条例または規約によって支給額が定められています。(多産児を出産したときは多産児数ごとに支給されます。)

社会保険事務所→<http://www.sia.go.jp/~yamanashi/>

市町村一覧→<http://www.pref.yamanashi.jp/link/ctv/ctv.html>

### 3-3 出産費貸付制度

説明

出産にかかる当座の費用に充てるため、出産一時金等の支給が行われるまでの間、被保険者または被扶養者の出産に関して無利子で貸付が受けられます。

●対象

政府管掌健康保険の被保険者または被扶養者で、出産予定日まで1ヶ月以内のものまたは妊娠4ヶ月以上で医療機関に一時的な支払いが必要になった方

●貸付限度額 28万円（出産育児一時金の8割相当）

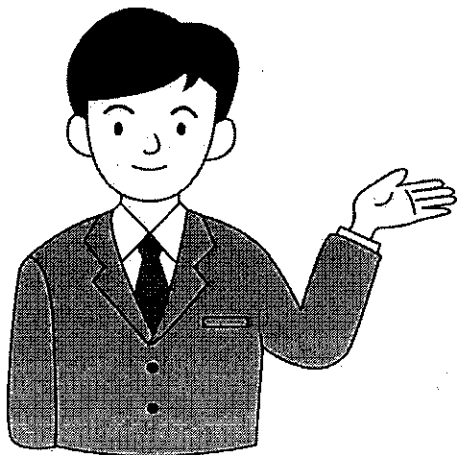
※貸付の申請は出産前です。出産後に申請する出産育児一時金などが支給される際に精算を行います。

お問い合わせ先

財団法人 山梨社会保険協会

〒400-0032 甲府市中央2-9-5

TEL.055-237-7609





## 4 母性保護制度

### 4-1 産前産後休業

説明

母性保護の観点から、出産を予定している女性労働者は、請求すれば出産予定の6週間前から産前休業を取ることができます。

また、使用者は出産後8週間を経過しない女性を働かせてはならないことになっています。

#### ●対象

産前産後の女性労働者

#### ●休める期間

産前：6週間（双子以上は14週間）

出産予定日を基準に計算し、出産当日は、産前休業期間に含まれます。

産後：8週間

ただし、6週間経過後は、本人が請求し、医師が支障ないと認められた業務に就いても差し支えありません。

#### ●休んでいる期間の賃金

有給・無給は事業所ごとに異なりますから、確認してください。

無休の場合、健康保険から被保険者に出産手当が支給されます。

お問い合わせ先

社会保険事務所 → <http://www.sia.go.jp/~yamanashi/>

労働基準監督署

甲府

〒400-8579 甲府市下飯田2-5-51

Tel.055-224-5611

都留

〒402-0005 都留市四日市場23-2

Tel.0554-43-2195

鉾沢

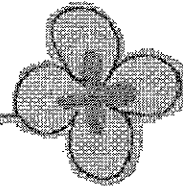
〒400-0600 南巨摩郡鉾沢町655-50

Tel.0556-22-3181

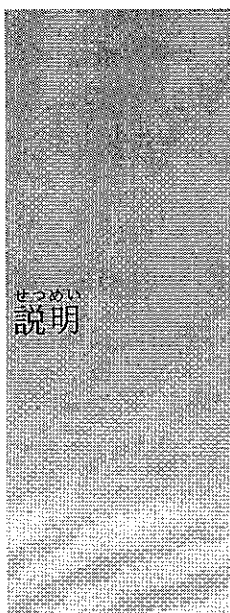
山梨

〒405-0018 山梨市上神内川739

Tel.0553-22-2921



4-2 育児休業



満1歳（一定の要件を満たせば、1歳6ヶ月）に満たない子供を  
養育するために労働者が申し出た場合、使用者は育児休業を与  
えなければなりません。

●対象

1歳未満の子ども（一定の場合は1歳6ヶ月）を育てている男女  
労働者（ただし、雇用状態、労使協定などにより対象から除外  
される場合もあります。また、職場によっては、異なる場合があります。）

せいかつほしょう  
●生活保障

こようほけん ひほけんしゃ ゆうきゅうむきゅう じょうけん み  
雇用保険の被保険者には、有給無給にかかわらず、条件を満た  
せば、休業前賃金の50%にあたる育児休業給付金が支  
給されます。

とあひさき  
問い合わせ先

ハローワーク <http://www.job-getter.com/0job/work-19.htm>

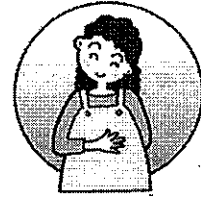
↓ ↓ ↓ ↓ ↓

こうふ 甲府	〒400-0851	こうふしすみよし 甲府市住吉1-17-5	055-232-6060
ふじよしだ 富士吉田	〒403-0014	ふじよしだしたつおか 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	0555-23-8609
おおつき 大月	〒401-0013	おおつきしおおつき 大月市大月3-2-17	0554-22-8609
つる 都留	〒402-0051	つるししもや 都留市下谷3-7-31	0554-43-5141
えんざん 塩山	〒404-0042	こうしゅうしえんざんかみおぞ 甲州市塩山上於曾1777-1	0553-33-8609
いらさき 韮崎	〒407-0015	いらさきしわかみや ちょうめ 韮崎市若宮1丁目10-41	0551-22-1331
かじかざわ 鯨沢	〒400-0601	みなみこまぐんかじかざわちよう 南巨摩郡鯨沢町1215	0556-22-8689
みのぶしゅつ 身延(出)	〒409-2411	みなみこまぐんみのぶちようまるたき 南巨摩郡身延町丸滝426	0556-62-1065

やまなしろうどうきょくこようきんとうしつ  
山梨労働局雇用均等室

<http://www.y-roudoukyoku.jp/>

やまなしろうどうきょく 山梨労働局	400-8577	こうふしまるうち ちょうめ ばん ごと 甲府市丸の内1丁目1番11号
こようきんとうしつ 雇用均等室		ちよく (直)055-225-2859



## 5 医療

### 5-1 乳幼児の健康診査

乳幼児健診は、赤ちゃんの健康上の問題を早期に発見したり、心と体の成長の様子を確認したり、子育てについての疑問や悩みの相談も出来る大切な場です。

#### ○乳児期(満1歳未満)



#### ●先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常は赤ちゃんの知恵おくれの原因の一つです。生後5～7日の間に出生した病院で採血し検査します。(採血料は

有料、検査料は無料)

#### ●乳児健康診査

満1歳までの乳児期の前期と後期の2回、医療機関において無料で

受診できる診査です。(受診料は無料)



ようじ き まん さい いじょう  
○幼児期(満1歳以上)

せつめい  
説明

● 1歳6ヶ月児健康診査

満1歳6ヶ月の幼児を対象に、身体と心の発達をチェックするため、各市町村で健康診査と歯科健康診査が受けられます。(受診料は無料)

● 3歳児健康診査

満3歳の幼児を対象に総合的健康診査(身体発達状況、歯科診察、視聴覚検査、尿検査)が各市町村で受けられます。(受診料は無料)

よぼうせつしゅ  
5-2 予防接種

赤ちゃんや子どもは病気に対する抵抗力が完全にできあがっていないため、病気にかかると重い症状となることがあります。特定の病気を予防するために予防接種を行っています。接種方法や受け方については、お住まいの市町村にお問い合わせください。



ていきよぼうせつしゅ しゆるい よぼう びょうき  
 ◇定期予防接種の種類と予防する病気について

① ポリオ (小児マヒ)



よぼうせつしゅめい  
 予防接種名

ポリオ

よぼう びょうき  
 予防する病気について

ポリオは、感染者の糞便、汚染された飲食物を通して起きる感染症です。重症例では筋肉、特に下肢にマヒが起きます。

日本では予防接種の効果により、ポリオの自然発生は見られなくなりました。

ですが、まだ地球上には流行している地域が残っており、海外

旅行した人が持ち帰ってくる可能性があります。



② ジフテリア 百日せき 破傷風



よぼうせつしゅめい  
 予防接種名

さんしゅこんごう  
 三種混合

・ジフテリア

ひやくにち  
 ・百日せき

はしょうふう  
 ・破傷風

よぼう びょうき  
 予防する病気について

ジフテリアは、ジフテリア菌の感染によって起こる感染症です。

感染は主に喉に感染することが多く、ひどいときには窒息死することもあります。

百日せきは、百日せき菌の感染によって起こります。乳幼児の場合

は、呼吸ができず、けいれん等が起きます。

破傷風は、土の中にある菌が、傷口から身体の中に入ることから病気です。菌が身体の中で増えていくと、けいれんを起こし、口が開かないといった症状がでます。

### ③ 風しん

予防接種名

風しん

予防する病気について

感染力は麻疹ほど強くありませんが、くしゃみや咳を通じて唾液や鼻水から感染します。

大人になって妊娠中に風しんにかかるとおなかの中の赤ちゃんに先天性の重い障害をあたえてしまう可能性があります。

風しんに感染したことがなく、風しんの予防接種を受けていないか、または不明の女性にも予防接種が望まれます。

※平成18年4月より混合ワクチンとして2回接種

説明

④ 麻しん



よぼうせっしゅめい  
予防接種名

-----  
ま  
麻しん（はしか）  
-----

よぼう びょうき  
予防する病気について

-----  
ま  
麻しんは、感染力が極めて強く免疫がないと必ずかかり、

はいえん ちゅうじえん のうえん がっぺいしやう はっしやうりつ こえ びょうき  
肺炎、中耳炎、脳炎などの合併症の発症率が30%を超える病気  
です。

げんざい ま ちよくせつき くすり よぼうせっしゅ いち  
現在のところ、麻しんウイルスに直接効く薬はなく、予防接種が一

ばん たいおうさく  
番の対応策です。

-----  
※平成18年4月より混合ワクチンとして2回接種

⑤ BCG



よぼうせっしゅめい  
予防接種名

-----  
BCG（結核）  
-----

よぼう びょうき  
予防する病気について

-----  
けっかくきん お  
結核菌によって起こります。

しょうじやう すすむ はい くうどう さいご ちっそくし  
症状が進むと、肺に空洞ができ、最後は窒息死してしまうこともあ  
ります。

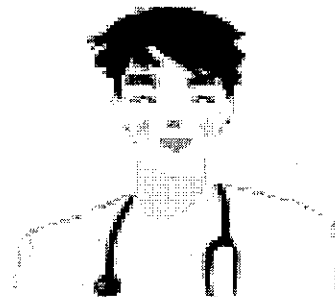


ていきよぼうせつしゆ  
5-3 定期予防接種カレンダー

よぼうせつしゆめい 予防接種名	つうじょうよぼうせつしゆおこな 通常予防接種が行われている年齢
ポリオ	せいご かげつ さいはん 生後3か月～1歳半
さんしゆこんごう 三種混合(ジフテリア、ひやくにち 百日せき、はしょう 破傷 風)	I 期: き せいご かげつ さい さいはん さいはん 生後3か月～1歳、1歳半～2歳半  II 期: き さい さい 11歳～12歳
ましん 麻しん	さい さい かげつ 1歳～1歳3か月
ふう 風しん	さい さい 1歳～3歳

けんこうそうだん  
6 健康相談

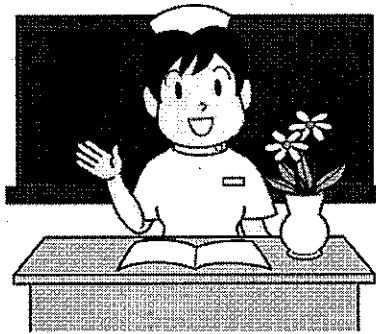
う まれた あか ちゃんの しんばい や、いくじ たい ふ あん などの ばあい、しちょうそん ほけんじょ ほけんし  
生れた赤ちゃんの心配や、育児に対する不安などがある場合、市町村や保健所の保健師  
などが そうだん おう します。くわ す、しちょうそん まどぐち かんかつ ほけんじょ と あ  
などが相談に応じます。詳しくは、お住まいの市町村の窓口または管轄保健所にお問い合わせ  
ください。しちょうそんいちらん  
市町村一覧 → <http://www.pref.yamanashi.jp/link/ctv/ctv.html>



## 6-1 育児の相談



夜泣きや授乳などによる睡眠不足、育児の協力者がいないなどにより、ストレスをため込んでしまうことがあります。このようなときは、保健師などに気軽に相談してください。

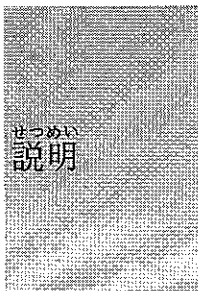


## 6-2 新生児の訪問指導



新生児期の赤ちゃんに対して、保健師や市町村で委嘱した助産師などが家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や、授乳等についての相談を行っています。

## 6-3 低出生体重児の訪問指導



出生体重が2,500グラム未満の場合は、病気にかかりやすい傾向があるなど、その成長には十分な注意が必要です。保健師などが家庭を訪問して栄養や発育の目安・環境の整え方、疾病予防などについてアドバイスします。

## 6-4 二次的・専門的相談



市町村の乳幼児健診において、発育発達面に心配があったり、慢性疾患のある子どものいる家庭などに対して小児科医、保健師、栄養士などが発達を促すための相談やアドバイスを行います。



## 7 乳幼児期からの経済的支援

### 7-1 乳幼児医療費助成



#### 1. 県の補助事業

通院：5歳未満、入院：未就学の乳幼児に対して市

町村が行った助成が補助対象となります。

#### 2. 市町村の支給額

乳幼児の保護者が負担した保険が適用される自己

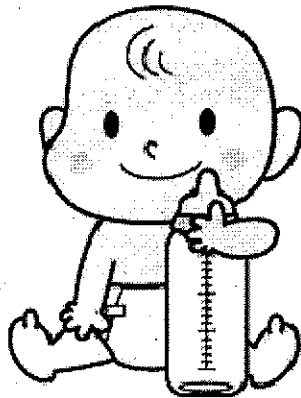
負担分の全額。但し、高額療養費や各社会保険組合等で

支給する附加給付については控除します。

しきゅうほうほう  
3. 支給方法

げんそく いるりょうきかん いちぶふたんきん しはら  
原則として、いったん医療機関で一部負担金を支払っ  
ていただき、翌月に一ヶ月分の診療機関の証明書を添  
ぶ しちょうそん まどぐち しんせい しはら  
付して市町村の窓口申請することによって、支払われ  
ます。市町村によって若干方法が異なっておりますの  
くわ じゅうきょち しちょうそんまどぐち き  
で、詳しいことは住居地の市町村窓口にお聞きくださ  
い。

しちょうそんいちらん  
市町村一覧→<http://www.pref.yamanashi.jp/link/ctv/ctv.html>



7-2 じどうてあて 児童手当

説明

じどうてあてせいど 児童手当制度について

じどうてあてせいど じどう よういく かな てあて しきゅう 児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭に おける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成 およ 及び資質の向上に資することを目的としています。

しきゅうたいしょう 支給対象

さいとうたつごさいしょ がつ にち までの あいだ じどう しょうがっこうしゅうりょうまえ 12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の 児童）を養育している人。

ただし、ぜんねん (1月～5月までのてあてについてはぜんねん)の所得が一定額以上 の場合には所得制限により支給されません。

しょうとくせいげんげんどがく へいせい ねん がつ にち 所得制限限度額（平成18年4月1日～）

ふようしんぞくなど 扶養親族等の かず	じえいぎやうしゃ 自営業者 (こくみんねんきんかにゅうしゃ) (国民年金加入者)	サラリーマン (こうせい ねんきん とう かにゅうしゃ) (厚生年金等加入者) (こうむいん) (公務員)
0人	4,600,000	5,320,000
1人	4,980,000	5,700,000
2人	5,360,000	6,080,000
3人	5,740,000	6,460,000
4人	6,120,000	6,840,000
5人	6,500,000	7,220,000

ちゅう 注 1) しょうとくせいほう きてい ろうじんこうじょたいしょうはいぐうしゃまた ろうじんふようしんぞく 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があ

もの げんどがく しよどくがく じようき がく どうがいろうじんこうじょたい  
る者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対  
しょうはいぐうしゃまた ろうじんふようしんぞく りにつき まんえん かきん がく  
象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

ふようしんぞくなど かず にんいじよう ばあい げんどがく しよどくがく  
扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1  
ちゅう  
注  
2) 人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶  
ようしんぞく  
養親族であるときは44万円)を加算した額。

しきゅうがく げつがく へいせい ねん がつ にち  
支給額(月額) (平成19年4月1日～)

[0歳以上3歳未満の児童] 10,000円

[3歳以上の児童] 第1子、第2子 5,000円

第3子以降 10,000円

しはらいほうほう  
支払方法

じどうてあて にんていせいきゅう ひ ぞく つき よくげつ しきゅうじゆう しょうめつ  
児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月から支給事由の消滅した  
ひ ぞく つきぶん しきゅう  
日の属する月分まで支給されます。

まいとし がつ がつ がつ ぜんげつ かげつぶん しちようそん し  
毎年2月、6月、10月にわけてそれぞれ前月までの4ヶ月分が市町村から支  
きゅう  
給されます。

しんせいまどぐち  
申請窓口

す しちようそん まどぐち こうむいん ばあい きんむさき  
お住まいの市町村の窓口(公務員の場合は、勤務先)

にんていせいきゅうしょ ていしゅつ しちようそん こうむいん ばあい きんむさき にんてい う  
「認定請求書」を提出し、市町村(公務員の場合は、勤務先)の認定を受  
けなければ、じどうてあて う けんり はっせい  
児童手当を受ける権利が発生しません!

えいごばん  
英語版 (English)

こうせいろうどうしょう  
厚生労働省のホームページに英語版による制度概要が掲載されています。

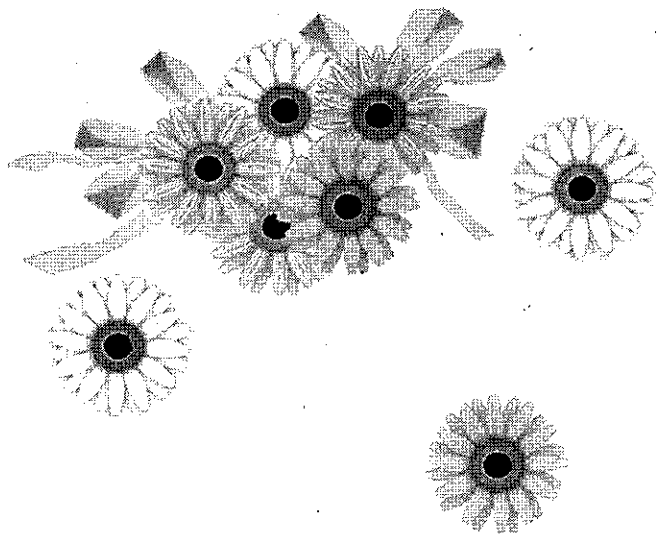
<http://www.mhlw.go.jp/english/index.html> をご覧ください。

とあきまき  
問い合わせ先

すお住まいの市町村一覧 → <http://www.pref.yamanashi.jp/link/ctv/ctv.html>

リンク先

やまなし医療ネット <http://www.yamanashi-iryo.net/>



8 <sup>こども きゅうびょう</sup> 子どもの急病 <sup>たいおう</sup> への対応 <sup>しょうにしょ きゅうきゅういりょう</sup> (小児初期救急医療センター)

説明

センターの場所

甲府市医療福祉会館(甲府市医師会救急医療センター内)

甲府市幸町14-6 TEL055-226-3399

診療時間

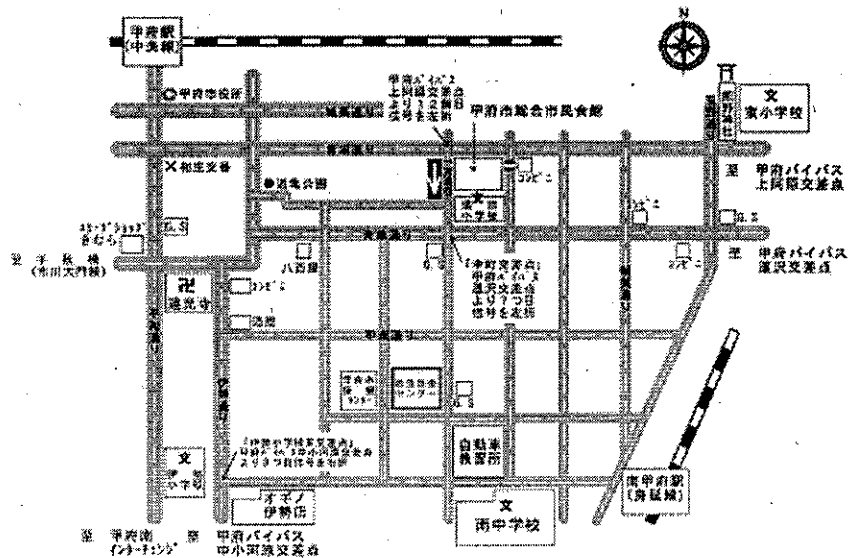
休日:午前9時~午後7時、土曜日:午後3時~午後7時

夜間(毎日):午後7時~翌日午前7時

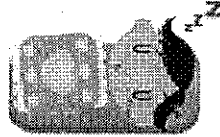
(休日:日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日))

留意事項

「小児初期救急医療センター」の受診は、予約不要ですが、あらかじめ電話で受診の状況などを確認してください。







## 9 保育所と幼稚園

### 9-1 保育所と幼稚園の違い

保育所	幼稚園
何が違うの？	
<p>保育所は、児童福祉法に基づく「児童福祉施設」で厚生労働省が所管しています。</p>	<p>幼稚園は、学校教育法に基づく「学校」で、文部科学省が所管しています。</p>
入所（園）の条件は？	
<p>保護者が次のような理由で、児童を家庭で保育できない場合に入所できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昼間労働をしている。</li> <li>・ 妊娠中か出産後間もない。</li> <li>・ 病気やけがをしていたり、心身に障害がある。</li> <li>・ 同居の家族を常時介護している。</li> </ul>	<p>入園のための条件はありません。</p> <p>各幼稚園には、教育方針や入園条件に違いがあり、子どもや保護者の要望にあった幼稚園を選べます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>さいがいなど ふっきゅう ・災害等の復旧にあたっている。</li> <li>そのほか るいするじょうたい ・その他これらに類する状態にある。</li> </ul>	
<p>なんさい はい 何歳から入れるの？</p>	
<p>にゅうじ さい しょうがっこうしゅうがくまえ 乳児(0歳)から小学校就学前までで す。</p>	<p>まん さい しょうがっこうしゅうがくまえ 満3歳から小学校就学前までです。</p>
<p>どうやって申し込むの？</p>	
<p>まず、住んでいる市町村の役場に行き、 ほいくじょ かん じょうほう きき きぼう ほ 保育所に関する情報を聞き、希望する保 いくじょ えら しやくしょ ちょうそんやくぼ もう こ 育所を選んで市役所・町村役場に申し込 みます。希望者が多いと、希望する保育所 にゅうしよ ばあい に入所できない場合があります。</p>	<p>きぼう ようちえん ちよくせつもう こ 希望する幼稚園に直接申し込みます。  じ ねんどにゅうえんじほしゅう ほんとし まえ 次年度入園児募集を半年ほど前から かいし ていいん こ にゅうえん 開始します。定員を超えると入園できな ばあい い場合があります。</p>
<p>ほいくりょう 保育料はどのくらい？</p>	
<p>かてい しょとくじょうきょう じどう ねんれい 家庭の所得状況や、児童の年齢などに よって決まりますが、市町村ごとに違いま す。だいたい、げつがく ぜんえん まんえん 月額3千円～5万円くらい になります。</p>	<p>ようちえん ちが げつがくへいきん まん 幼稚園ごとに違いますが、月額平均2万 1千円ほどです。  おお しちょうそん しょとくじょうきょう おう げんめん 多くの市町村が所得状況に応じて減免 する「しゅうえんしょうれいじぎょう じっし 就園奨励事業」を実施しています。</p>
<p>ほいくじかん 保育時間はどのくらい？</p>	
<p>ほいくじょごと こと 保育所ごとに異なりますが、だいたい朝 7時半頃から、ゆうがた じごろ よる 夕方6時頃までですが、夜</p>	<p>いち きょういくじかん じかん ひょうじゅん 1日の教育時間は、4時間が標準と なります。これ以外に「いがい あず ほいく 預かり保育」とし</p>

<p>8時くらいまで延長保育を実施している 保育所もあります。保育時間については、 各保育所にお尋ねください。</p>	<p>て、ほとんどの幼稚園で、標準時間前後 の教育活動を実施しています。</p>
<p>給食はでるの？</p>	
<p>3歳未満児は完全給食、3歳児以上 は主食（ご飯）だけ持参で副食（おかず 等）は給食です。保育所によっては、3 歳児以上でも完全給食。</p>	<p>給食を実施しているところや、給食 の出ないところもありますので、各幼稚園 にお問い合わせください。</p>
<p>お休みの日はいつ？</p>	
<p>原則として、日曜、祝祭日、年末年始 がお休みになります。それ以外の日は開所 しています。</p>	<p>土曜、日曜、祝祭日、年末年始、夏・ 冬・春休みがあります。（園によっては、 休日に預かり保育があります。）</p>



## 9-2 保育所の保育サービス

説明

### ◆ 延長保育

保護者の仕事や、遠距離通勤などに対応するため、時間を延長して保育します。

### ◆ 一時保育

保護者のリフレッシュや、冠婚葬祭など急な都合で一時的に育児ができなくなったときに、保育所で一時預かりを行います。

### ◆ 休日保育

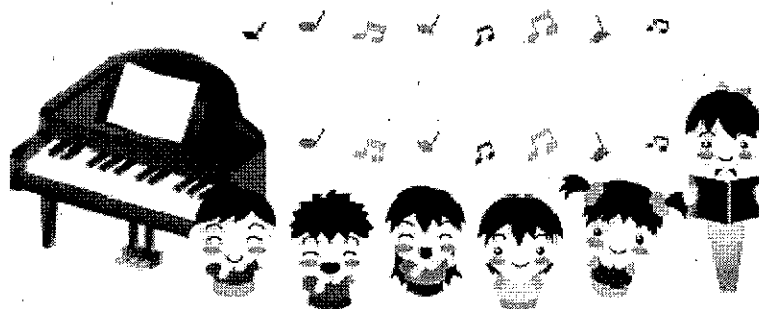
休日や祝日に保護者が保育を行えない場合、保育を行います。

### ◆ 夜間保育

夜間働く人のために、夜10時頃まで保育を行います。

### ◆ 障害者保育

集団保育が可能な障害児の保育を行います。



## 9-3 幼稚園について

幼稚園は子どもたちがはじめて通う教育施設です。満3歳から小学校入学前までの子どもは、日本全国どこでも共通の教育課程に基づく教育が受けられます。幼稚園は、子どもたちが初めての集団生活の中で、一人一人のよさや可能性を伸ばしていくところです。

幼稚園では、小学校や中学校とは違って、教科書などを使わず、「遊び」中心の教育を行っています。子どもたちは幼稚園で様々な遊びを通して、うまく人とかがわれるようになり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどに気付いたりするようになります。これが小学校以降の学習の基盤をつくっています。

「遊び」といっても、幼稚園では、先生があらかじめ一人一人の子どもの発達に必要な経験を見通して指導計画を立てています。これをもとに継続的な指導を行っています。

### 【学年】

3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスの3学年あります。

### 【先生】

1クラス35人以下で、担任の先生が1人つきます。

他に園長先生や事務担当の人などがいます。

### 【学区】

公立は学区指定がありますが、私立は特にありません。

### 【休み】

夏休み、冬休み、春休みがあります。また公立の幼稚園は土曜日も休みです。

### 【保育時間】

原則4時間です。

## 私立と公立の違い

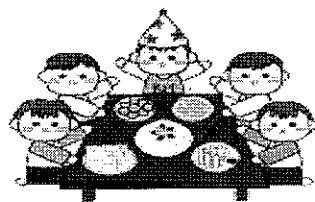
どちらも文部科学省の定めている指導要領にそって、毎日の活動を行なっていますが、私立では、保育料が高い分、英語の時間がある、延長保育の時間が長いなどのサービスがあります。

### ●主な年間行事（幼稚園によって変わります）

- 4月 1学期始業式、入園式、家庭訪問
- 5月 子どもの日、お弁当始まり、母の日、遠足\*
- 6月 虫歯予防デー、父の日、健康診断
- 7月 水遊び、七夕祭り、お泊り保育、1学期終業式
- 8月 夏休み
- 9月 2学期始業式、敬老の日
- 10月 運動会、芋掘り、遠足\*
- 11月 七五三、勤労感謝の日
- 12月 発表会、クリスマス会、大掃除、2学期終業式
- 1月 冬休み、3学期始業式
- 2月 節分豆まき
- 3月 ひなまつり、卒園式、3学期終業式、春休み

\* おやこ遠足や、園児と先生だけ行く園外保育があります。

他に、毎月その月生まれの子どもの誕生日を祝う誕生会があります。



◆あず ほいく  
 預かり保育

「預かり保育」は、保護者の要請等により、教育課程にかかる教育時間の前後、土曜日、夏休み中に、希望する園児を対象に行う教育活動です。

 ◆ちいきかいほう  
 地域開放

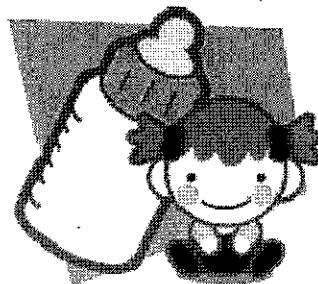
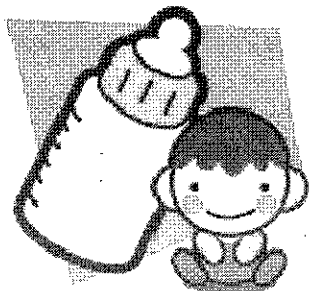
園により、遊び場などの施設を開放したり、幼児教育に関する各種講座や教育相談を開いたりします。

 ◆ティームほいく  
 ティーム保育

きめ細かい幼児教育を行うため、担任1人だけでなく、複数の教師が協力して指導に当たる方法です。指導の場面や幼稚園の実情に応じて様々な方法があります。

 ◆しょうがいじほいく  
 障害児保育

障害児の就園する幼稚園の教育内容を充実させ、障害児が十分な教育を受けられるように取り組みます。

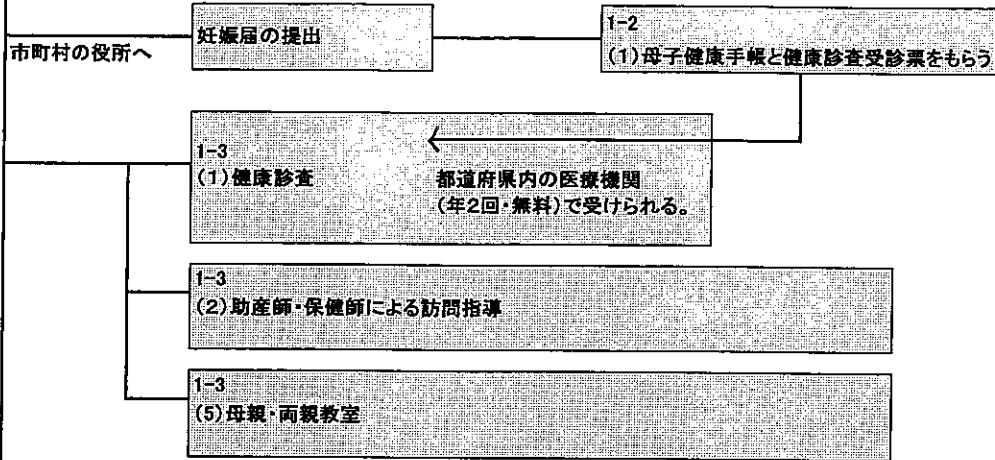






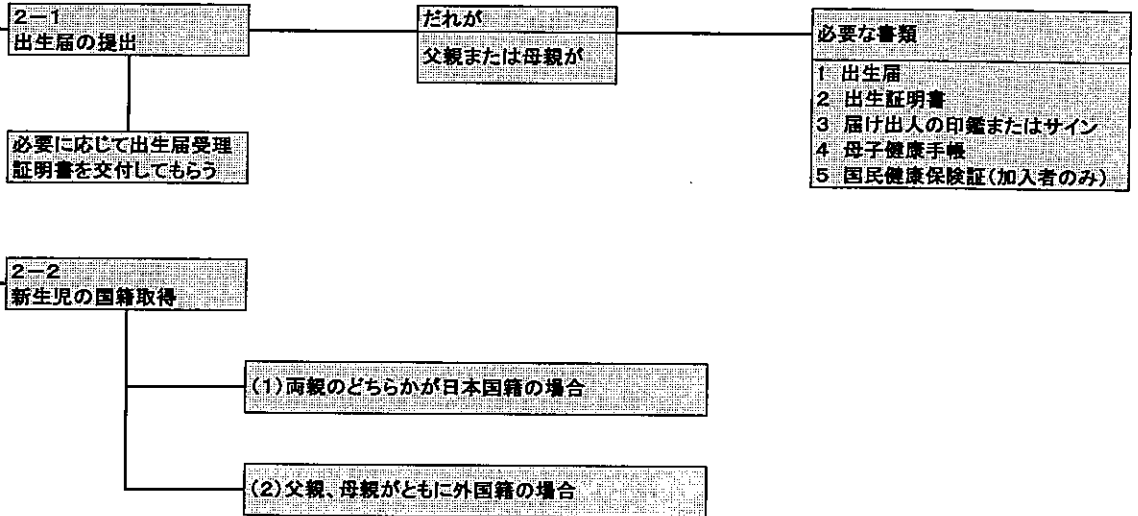
# 妊娠から出産まで

## 1 妊娠



## 2 出産

14日以内に市町村の役所へ



\* 健康保険、国民健康保険に入っている人のみ



# 育児

## 4 母性保護制度

4-1  
産前産後休業

4-2  
育児休業

## 5 医療

5-1  
乳幼児健康診査

5-2  
予防接種

5-3  
定期予防接種カレンダー

## 6 健康相談

6-1  
育児の相談

6-2  
新生児の訪問指導

6-3  
低出生体重児の訪問指導

6-4  
二次的・専門的相談

## 7 乳幼児期からの経済的支援

7-1  
乳幼児医療費助成

7-2  
児童手当

## 8 子どもの急病への対応

小児初期救急医療センター  
やまなし医療ネット

## 9 保育所と幼稚園

9-1  
保育所と幼稚園の違い

9-2  
保育所の保育サービス

9-3  
幼稚園について

9-4  
幼稚園のきめ細やかな教育

<参考資料>

○(財)自治体国際化協会

「多言語生活情報」

<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

○山梨県

「子育てハンドブック」

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/jidou/64335304321.html>

○山梨県

「山梨子育てネット」

<http://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/index.jsp>

○大阪府教育委員会事務局 市町村教育室 児童生徒支援課

「帰国・渡日の子どもと親の就学前サポート」

<http://www.pref.osaka.jp/kyoisityoson/jidoshien/shugaku/>

「子育て支援ガイドブック」 2008年3月発行

山梨県 国際課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL055-223-1436 FAX055-223-1438

URL:<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kokusai/index.html>

URL:[http://www.pref.yamanashi.jp/global\\_net/index.jsp](http://www.pref.yamanashi.jp/global_net/index.jsp)

